

お知らせ

シリーズ消費生活相談②

「ワンクリック請求」の相談

事例（60代男性）

パソコンで無料のアダルト動画サイトにアクセスした。いつの間にか有料になっていたらしく、5万円請求された。仕方なく銀行口座引き落としで払ったが、パソコンを起動するたびに、請求画面が出る。払ってしまったお金は諦めるが、請求画面を消したい。

請求画面の消し方については、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のホームページを紹介。同様の事例が多くあることを伝え、注意喚起した。

- ・ 怪しげなサイトに不用意にアクセスしたり、画像などを安易にクリックしたりしないこと。
- ・ 自らサイトにアクセスしたことによって料金請求の画面が表示されても、慌てて業者に連絡しないこと。
- ・ 心当たりのないメール、電話による請求があった場合の確認の連絡はしないこと。連絡すると、自分の情報を相手に教えてしまうことになり、さらに架空請求の被害に遭いやすくなります。
- ・ 電子消費者契約法で事業者は、申し込み内容を再確認させるための画面を用意することが義務づけられています。確認措置がないような場合、申し込みは無効だと主張できます。

消費生活相談（無料）を行います。ご利用ください。

日 時 9月8日(水)(毎月第2水曜日) 午前10時～正午 午後1時～午後4時

場 所 中央公民館本館205号室

問い合わせ先 産業課 ☎(48)1111(内234)

知多県民生活プラザでも消費生活相談を行っています。

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分 ☎(23)3300

成年後見制度巡回相談

9月2日(木) 場所 中央公民館本館

時間 午後1時30分～午後4時30分

NPO法人知多地域成年後見センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

問い合わせ先

半田後見事務所(半田市福祉文化会館内)

☎(21)0811

9月の相談

人権・行政・心配ごと相談

2日(木)、16日(木)

場所：中央公民館本館

時間：午前9時30分～午前11時30分

電話での相談も受け付けます。

無料法律相談(事前に予約が必要)

16日(木) 場所：中央公民館本館

時間：午後1時～午後4時

問い合わせ先 住民福祉課 ☎(48)1111(内301)

税金Q&A

年の途中で土地・家屋を売却したときの固定資産税

Q 私は、今年の7月に自己所有の土地を売却し、同じ月に所有権移転登記も完了し、現在の所有者は別の人です。固定資産税は、1期分は私が納めていますが、2期以降は誰が納めたらよいのでしょうか。

A 今年度分の固定資産税はあなたに課税されます。2期以降の固定資産税もあなたが納税する義務があります。固定資産税を納めていただく方は、毎年1月1日(賦課期日)現在の登記簿または固定資産(補充)課税台帳に登録されている方です。つまり、年の途中で売買されても1月1日現在の所有者であるあなたに、納税義務があります。

問い合わせ先 税務課固定資産税係

☎(48)1111(内218・231)